

# 「ひなたの芽吹き」ビジネスシーズ発掘支援業務委託企画提案競技実施要領

## 1 目的

この要領は、「ひなたの芽吹き」ビジネスシーズ発掘支援業務に関する委託事業者を選定するための企画提案競技について、公正かつ適正な審査を実施するため、必要な事項を定めるものである。

## 2 委託業務の内容

「ひなたの芽吹き」ビジネスシーズ発掘支援事業に関する業務委託仕様書に記載のとおり

## 3 委託期間

契約締結の日から令和4年3月31日まで

## 4 委託料

6,440千円（ただし、消費税、地方消費税を含む。）を上限とする。

## 5 参加資格

次の(1)から(7)までを全て満たす法人であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 政治活動及び宗教活動を事業目的としない者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立がなされていない者とみなす。
- (4) この公告の日から委託候補者を選定するまでの間に、宮崎県からの受注業務に関し、入札参加資格停止の措置を受けていない者
- (5) 県税（個人県民税及び地方消費税を除く）に未納がない者
- (6) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、又は同条第4号に規定する暴力団関係者でない者
- (7) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、

- 従業員等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者
- (8) 本業務について、十分な業務遂行能力を有する者

## 6 日程

項 目	日 時
公 告	令和3年5月31日（月）
事前説明会	令和3年6月7日（月）
質問受付期限	令和3年6月11日（金）正午まで
企画提案書提出期限	令和3年6月21日（月）当日必着
書 面 審 査	令和3年6月24日（木）
選定結果通知	令和3年6月25日（金）以降

## 7 事前説明会の開催

### (1) 日時

令和3年6月7日（月）15:30～16:20

### (2) 場所

宮崎県庁附属棟 303号室

### (3) 参加方法

事前説明会に参加を希望する者は、事前説明会参加申込書（別紙1）を提出すること。なお、説明会への参加は企画提案競技参加の必須条件ではない。

#### ① 提出先

本要領14に記載する連絡先

#### ② 提出期限

令和3年6月4日（金）17時まで

#### ③ 提出方法

電子メール又はファックス（提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること）

## 8 質問受付及び回答

### (1) 提出先

本要領14に記載する連絡先

### (2) 受付期限

令和3年6月11日（金）正午まで

### (3) 提出方法

別紙2により電子メール又はファックスで提出すること。

#### (4) 問合せの内容及び回答

軽微なものを除き、質問への回答は、質問者宛てに電子メールで回答するほか、宮崎県ホームページに掲載する（質問者名は公表しない。）。

### 9 企画提案書の提出

#### (1) 提出書類

下記①から④を1セットとし、4部提出すること。⑤及び⑥は1部提出すること。

- ① 企画提案書（A4版）
- ② スケジュール（A4版）
- ③ 見積書及び見積明細書（A4版）
- ④ 会社概要（既存のもの）
- ⑤ 納税証明書（県税に未納がないことの証明）
- ⑥ 誓約書（別紙3）

#### (2) 提出方法等

##### ① 提出先

本要領14に記載する連絡先

##### ② 提出期限

令和3年6月21日（月）【当日必着】

##### ③ 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

なお、郵送については、書留郵便により提出すること。

### 10 書面審査

#### (1) 日時

令和3年6月24日（木）

#### (2) 審査方法

企画提案書について、審査基準書（別紙4）に基づき審査する。

### 11 審査結果通知

審査結果については、令和3年6月25日（金）以降に通知する。

### 12 契約の締結等

- (1) 決定した候補者と協議の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、予算の範囲内で随意契約を行う。この際、企画提案の内容は、協議の上変更する場合がある。

- (2) 決定した候補者との協議が整わず、契約の見込みがなくなった場合、次点の提案者と契約に向けた協議を行う。

### 13 その他

- (1) 本業務の企画提案に要する一切の費用は候補者の負担とする。
- (2) 本企画提案競技の参加により県から知り得た情報は、他者に漏らしてはならない。
- (3) 見積書については県と候補者で協議の上、協議が整った場合に再度提出を求める。
- (4) 提出された資料は返還しない。

### 14 連絡先

〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号  
宮崎県 総合政策部 産業政策課 企画推進担当  
TEL : 0985-26-7052 FAX : 0985-26-0047  
E-mail : sangyoseisaku@pref.miyazaki.lg.jp